

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 昭和三十二年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

公 告

鳥取県監査公告第二二一号

地方自治法第九十九条の規定に基き昭和三十二年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県監査委員

松本利治

同

荻原治郎

同

千代西尾泰章

同

杉谷正雄

監 査 箇 所

執行年月日

東部山林事務所

昭和三十三年九月三日

中部

同 八月二十一日

西部

同 八月六日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

同 八月十三日

米子労政事務所

同 八月六日

倉吉

同 八月二十日

鳥取

同 九月五日

美保涉外労務管理事務所

同 九月十一日

宝木警察署

同 七月十四日

| | | |
|----|---|--------|
| 倉吉 | 同 | 七月十六日 |
| 鳥取 | 同 | 七月二十二日 |
| 溝口 | 同 | 八月四日 |
| 郡家 | 同 | 八月十一日 |
| 智頭 | 同 | 八月十二日 |
| 岩井 | 同 | 八月十八日 |
| 八橋 | 同 | 八月十九日 |
| 米子 | 同 | 九月九日 |

山林事務所

昭和三十二年度にかかる東、中、西部山林事務所の監査に当つては、前回同様各種事業の執行状況と特に補助事業については県下森林組合の一部の調査を併せ実施した。その結果本年度事業は林道開設事業の一部を翌年度に繰越したもののほか円滑に執行されたものと認めた。殊に治山事業を始め国庫補助事業の執行は、補助金等適正化法の施行によつて事業に対する認識が内外ともにあらたまり各種工事の施行並びに補助金等の処理が厳正になつてきたことは喜ばしいが、本監査を通じてみるに未

だ留意改善を要するものがある。特に補助事業については事業の適正施行、補助金交付申請から決定交付に至る一連事務の処理の厳正、その他林業団体の育成強化、造林促進、林業技術普及の徹底、木炭、種苗の生産増強等諸施策遂行に当り考慮を要するものがあるがこれらの事業のうちには直接本庁主務課が担当しているものもあつて、中にはこの調整に配慮が欠けているものが見受けられるのでこの点充分留意し第一線活動を容易にし、しかも効率的に執行せしむるよう事務の再配分につき検討を加え山林行政の推進を図られるよう要望する。

なお、各所共通の事項は概ね次のとおりであるがこれらの事項について関係当局は充分検討し適切な措置を講ずべきである。

一 森林組合の育成指導について
 県下森林組合に対し三十二年度を起点に組合振興三ヶ年計画を自主的に樹立せしめ今後の振興方向を確立し育成指導に乗り出したことは結構である。また弱少組合の合併促進についても各所とも努力し、既に実現

をみたもの或いは近く合併気運にあるものが続出してきたことは好しい傾向であるが、前記振興計画の樹立も困難な不振組合も少くない。これらの組合指導に当つては県森林組合連合会と相互連けいをとつて合併勧奨と併せ強力且つ適切な育成指導措置が必要である。

なお、森林組合に対する県の指導体制が他の組合のそれに比し弱体であると思われるのでこれが強化策と育成指導費の予算考慮、合併組合に対する助成費の計上措置等検討考慮の要がある。

二 林業技術普及の徹底について

県下四六森林区(三二年四三区)に対し改良指導員を配し普及指導に当つているが職務統一によつて一段と認識が深まり現地指導が活発化し下部組織としての協力団体が漸次設置されつつあることは好ましい傾向である。しかし他面指導員の諸報告、調査照復事務が増加し勢い本来業務にしわよせされ逐次その割合が大になつてきているので、内部的事務は努めて簡素合理化を講ずべきである。

なお、指導員に対する研修その他参考図書資料及び器具等の配布につき配慮されたい。

三 造林事業の適正化について
 造林補助事業はほぼ目標量を達成したが対象件数がぼう大であること、対象地が交通不便な山地に分散していること、対象者の大部分が計画その他事務に不馴れであることと一面植林が年度後期に集中されることによつて竣工検査並びに査定、補助金交付決定事務に大きな苦心が払われている。努めて適期造林の実行指導と事務手続等に当つては単なる形式的処理に陥ることなく内部事務に再検討を加え綿密な検査、正確な査定と補助金の迅速確実な交付につき配慮が必要である。

また、補助金交付に際し予算の関係上査定経費に対する補助確定額をことさらに修正又は比例減額して交付額を決めていることは検討の余地がある。

四 木炭の生産向上と品質改善について
 本年度における木炭生産状況は原木事情その他木炭価格の変動等によつて減産が予測されていたが、鋭意

計画生産に努力しその実績は目標量二百万俵を上廻る成績を収めることが出来た。

品質改善については生産者団体等と有機的連けいを図つて努力されているが更に木炭改良窯による製炭技術指導の徹底を期されたい。

なお、市町村建設事業その他による施設整備とともに住宅検査から集荷検査に移行されているのが未だ県下全体で二割程度に過ぎない現状から集荷施設の整備促進につき一層努力の要がある。

五 樹苗生産事業の推進について

樹苗不足と購入樹苗の成績不良並びに森林組合振興計画によつて樹苗養成熱が盛んになつてきているが、殊に樹苗養成事業は直接本庁主務課が担当し各事務所では組合事業の技術面のみを指導に留つていて、自家養苗事業は未だ消極的の域を出ていない。樹苗生産業者の保護時代は既に過ぎ自家養苗勸奨の時機に入つたものと思はれるのでこの面での組合事業の積極的育成強化に特に配慮すべきであると思料する。

六 工事の施行監督指導について

各種工事の監督指導は本年度更に現場監督補助員を強化し努めて適期施行に留意し、その状況は逐年良くなつて来ていることは認められるが更に事業執行の早期解除につき財政局の配慮が望まれる。なお次の点留意されたい。

1 前記のとおり現場監督補助員を強化し施工監督の徹底に留意されているが、正規監督員の現場監督回数が少きに失する憾があるので重要工程等にあつては努めて回数を増し、適正施工の監督に万全を期する必要がある。また工事の竣工検査で出来形不足による工事金の残額措置を行つている箇所が可成りある現状にかんがみ補助監督員への指示の徹底、質的改善に配慮の要がある。

2 各種工事施工後の跡整理が等閑視されている。殊に床掘埋戻の不充分及び残土等をそのまま河川敷の中に放置、取捨てている箇所が多いので工事現場の跡地の整理につき徹底を期すべきである。

3 工用材料で現地状況を見ると規格、品質共設計

以下の劣悪のものを使用している箇所が多いので、設計上考慮と材料検収は一層厳正に実施されたい。

4 治山工事の箇所選定に当つては施行の緩急度、経済効課等充分勘案し決定されるよう配慮されたい。

七 林道開設事業に対する県費負担について

本年度から林道開設事業に対する国庫補助率の改訂に伴つて従来の県費負担(事業費に対し一割乃至二割)は三十三年度より打切つているため結果的には補助率の減額となり事業主体の林道開設意欲は減少している。ので他府県同様県費負担考慮につき配慮の要がある。

八 建設業者の選定について

一般建設業者に対し治山工事の請負施行せしむることについては、本年度から一部に実施されているが特に請負業者の優劣が工事出来形の良否に大きく関係するのでこの選定に当つては常に慎重を期し粗漏工事、出来形不足の防止に努められたい。

なお、組合請負に附する場合においても実状をよく

調査し遺憾のないよう期されたい。

九 臨時職員の所遇について

現在県発令の臨時職員は二八名(東部一〇、中部八、西部一〇)であるがこのほか現場補助者名儀による職員(常時雇傭)二一名がいる。これら職員の身分等につき県の善処が望まれる。

また職員は三十一年五月機構改正以来欠員不補充で来ており、欠員が少くなく区域の変更も見ているので担当区域及び事業量等勘案し、適正再配置について検討の余地がある。

十 機動力の整備について

数多くの事業現場を有しながら機動力を持たないため行政能率を著しく低下せしめている。事務所にジープ指導員にオートバイを供与し十分機動力を発揮し能力の向上を図らしむる必要がある。

十一 事務処理事項につき県は次の点留意検討されたい。

1 各所に備付けている工事台帳は台帳として意義が乏しいので、統一した台帳様式を定め施行概要その

他必要事項は嚴重に記載し工事事務の経過を一層明確にすること。

2 木炭検査簿その他各種報告書類(勤務月報を含む)等一連の事務の様式、処理方法等は著しく複雑化しているので、現行規則に再検討を加え簡素合理化すること。

なお木炭生産検査申告書の様式並びに提出方法等についても考究を要する。

3 三十二年度造林補助金は県森林組合連合会あて一括交付し単位組合を通して造林者へ交付しているがその状況をみると監査時なお未交付で組合で保管しているもの、交付中のもの等あつて造林者受領までに可成りの日時を要しているので、これが迅速交付につき指導すること。

4 各種補助事業の施行に当つて県の補助金等交付規則第二十七条による施行細目が決定せられておらず、各事務所ではいままなお従前の要領によつて処理されている。県会計当局は早期にこれを制定し補助

事業の適正化を期すること。

5 森林組合育成指導費、森林害虫駆除費等の事務的経費の令達が皆無である。該事業推進に要する必要経費の令達措置を講ずること。

6 県行造林地上権設定については引継ぎ努力すること。

東部山林事務所 昭和三十三年九月三日監査

九月四日

同 監査委員 松本利治 萩原治郎

一 職員は現在所長以下六〇名のほか補助職員(日雇傭)九名である。この職員構成で本所のほか管内五ヶ所に駐在制度を設け一ヶ所四名乃至八名の職員を駐在せしめ運営しているが、その状況は現在のところ支障がないものと認められるが本所と駐在所間における業務の調整、連絡更に駐在職員の監督につき遺漏なきを期するとともに、駐在制による職員の格付について考究されたい。

二 本年度実施された治山及び林道事業は次のとおりである。

| 工事別 | 個所数 | 前年度繰越額 | 本年度事業費 | 計 | 翌年度繰越額 |
|---------|-----|----------|-----------|-----------|----------|
| 崩壊地復旧 | 三三 | 三、四八、二五〇 | 一、六三〇、一〇〇 | 一、九七八、三五〇 | |
| 水源林造成 | 三三 | 一、八四、〇〇〇 | 一、五四〇、八〇〇 | 三、三八〇、八〇〇 | |
| 海岸砂地造林 | 六 | | 一、八九、〇〇〇 | 一、八九、〇〇〇 | |
| 雪崩防止林 | 二 | | 八四、〇〇〇 | 八四、〇〇〇 | |
| はげ山復旧 | 一 | | 九六、〇〇〇 | 九六、〇〇〇 | |
| 一般林道開設 | 三 | 三、九八、六六九 | | 三、九八、六六九 | |
| 二号林道開設 | 一 | | 四、九八、二〇〇 | 四、九八、二〇〇 | 一、五二、〇〇〇 |
| 三号林道開設 | 二 | | 四、九〇、〇〇〇 | 四、九〇、〇〇〇 | |
| 四号林道開設 | 三 | | 八、六九、〇〇〇 | 八、六九、〇〇〇 | 五、五〇、〇〇〇 |
| 災害林道復旧 | 一 | | 三三、〇〇〇 | 三三、〇〇〇 | |
| 小団地開発林道 | 五 | | 二、三〇、〇〇〇 | 二、三〇、〇〇〇 | |
| 計 | 五〇 | 六、二五、一九九 | 五、六四、七〇〇 | 一、一九〇、三九九 | 二、二二、〇〇〇 |

三 工事施行監督指導につき次の点留意されたい。

| | | | |
|---------------------------|------------|--------|------------|
| 1 二号林道開設事業 施行主体 若桜町池田森林組合 | 六、四九〇、二〇〇円 | 実 施 額 | 六、四六〇、〇〇〇円 |
| 事業費 | 六、四九〇、二〇〇円 | 本年度実施額 | 四、八七八、〇〇〇円 |

| | |
|--------|-------------|
| 翌年度繰越額 | 一、五八二、〇〇〇円 |
| 工 期 | 自 三三、九、八 |
| | 至 三三、七、三一 |
| 工 事 | 林道延長 二、〇一七米 |
| | 中 員 四米 |
| | 路面砂利敷仕立 |

本工事は年度内完了せず一部翌年度に繰越している。切取残土処理に当り一部を河川の中に取捨ていたが治水並びに河川の維持管理上妥当でない。また路面敷砂利は厚さ十厘の設計であるが、数量不足の個所が見受けられ規格も不揃であった。

林道に併行する河川の中の障害岩石のため路側石垣が水流の激突を受け一個所破壊されていたが、設計に当り障害物除去等も考慮すべきである。

2 四号林道開設事業 施行主体 智頭町森林組合

| | |
|---------|------------|
| 事業費 | 七、一六九、〇〇〇円 |
| 実施額 | 七、一六七、〇〇〇円 |
| 内翌年度繰越額 | 五五〇、〇〇〇円 |

| | |
|-----|-------------|
| 工 期 | 自 三三、一〇、五 |
| | 至 三三、九、三〇予定 |
| 工 事 | 林道延長 一、九九〇米 |
| | 中 員 三、六米 |
| | 橋梁渡長 四八米 |
| | 永久橋 |

本工事は補助事業で施行主体は森林組合である。組合直営部分(道路工)は概ね完了していたが請負に附した橋梁工事が遅延し翌年度繰越している。橋梁工のうち一号橋脚の基礎工において現在手直を命じていたが、橋梁工全体に亘り組織で配筋不足その他所に監督上の不行届が認められるので施行者に対し一層監督を厳にし早期完工を図るよう促進されたい。

3 崩壊地復旧 智頭町奥本

| | |
|-------|------------|
| 事業費 | 一、九二〇、〇〇〇円 |
| 請 負 額 | 一、八五九、五〇〇円 |
| 工 期 | 自 三三、九、一九 |
| | 至 三三、一、三〇 |

本工事は組合直営施行で練積堰堤二基の築造工であつて施行状況は良いが、骨材(設計上現場採取)特に荒砂を使用している関係上、堰堤下層部の一部に漏水箇所があつたので今後の設計に当つて留意されたい。

四 木炭の生産奨励に努力し本年度実績は県下白炭生産量の九八%(八十二万余俵)を確保しこの内五八%を県外に移出しているほか原木あつせん、改良窯の普及と製炭技術指導には町村別製炭者の実態をはあくし適切な指導に留意して生産目標量に対し一一〇%の実績を挙げている。

また三十三年度から県製炭練習所を管内に設置し白炭から黒炭への切替策も考えられているが、木炭検査員と製炭指導員(練習所)の有機的連けいによつて品質の改善に一層努力されたい。

五 森林組合の育成指導について努力されているが管内二六組合のうち一部を除き大部分が弱少組合で、組合振興三ヶ年計画も樹て得ないものが数組合あるが、こ

れらは合併指導を強力に行う必要がある。また組合振興計画に基く指導体制の確立については充分留意し指導の万全を期されたい。

六 二十九年年度から計画した林種転換による計画造林は順調に進み計画書(八ヶ年六千町歩)に対し本年度末まで既に七二、四%の人工植栽を完了しているが、更に薪炭林の施業改善を実施し森林蓄積の増大を図られたい。

また一般造林についても計画量一、五八二町歩に対し一、五九三町歩を実施しているが更に末開発造林地の植林奨励につき努力されたい。

なお管内は他に比し秋植が多く全体の七割を占めていることは結構である。更にこれが奨励指導を望む七 林業技術普及については現在指導員二一名を配置し業務系体を確立し年内作業計画、その他詳細にわたり計画は樹立されているがこれらの業務内容は多岐にわたつているので、業務実績の分析検討を行い一段と効率的活動に留意を要する。

八 経理出納事務は適正と認めしたが会計事務に関連し現場職員から徴する調査報告書類はなるべく簡素化を図るよう検討されたい。

中部山林事務所 昭和三十三年八月二十日監査

同 八月二十一日

監査委員 松 本 利 治

同 荻原治郎

一 職員は現在所長以下三五名のほか補助職員(日傭)六名である。本所のほか赤碕に駐在所を設け職員六名配置し円滑に執行運営を図っているものと認めた。

二 本年度治山、林道事業執行状況は次のとおりであつて年度内に完成していた。

| 工事別 | 個所数 | 前年度繰越額 | 本年度事業費 | 計 |
|--------------------------|-----------------------|----------|-----------|----------|
| 水源林造成 | 七 | 一、三五、六七円 | 一、〇五、一一〇円 | 二、四〇、七八円 |
| 海岸砂地造林 | 四 | — | 三、六二、〇〇〇 | 三、六二、〇〇〇 |
| 崩壊地復旧 | 九 | — | 三、六四、八〇〇 | 三、六四、八〇〇 |
| 一般林道開設 | 二 | — | — | 二、九〇、〇〇〇 |
| 三号 | 一 | — | — | 二、八〇、〇〇〇 |
| 三十一一年災害林道復旧 | 一 | — | — | 一、〇一、〇〇〇 |
| 計 | 四 | 四、一五、六七 | 一五、七六、六七 | 二〇、九一、三四 |
| 三 工事の施行監督指導につき次の点留意されたい。 | | | | |
| 1 崩壊地復旧 | 三朝町福本地内 | | | |
| 事業費 | 一、五〇七、二〇〇円 | | | |
| 請負額 | 一、四六一、二〇〇円 | | | |
| 工 事 | 山腹階段工 護岸練積石垣 | | | |
| 工 期 | 自 三三、三、一一、五 至 三三、三、二〇 | | | |
| 本工事は崩壊山腹復旧であるが工期が若干遅れた | | | | |

関係上階段工に植栽せる赤松苗木は適期を失し殆んど枯死していた。また空張水路工の石材が大半規格以下のものを使用していた。

2 崩壊地復旧 三朝町穴鴨地内

| | |
|-----|-------------------------|
| 事業費 | 九二一、六〇〇円 |
| 請負額 | 八八五、七〇九円 |
| 工 期 | 自 三三、一一、一 至 三三、三、二〇 |
| 工 事 | 堰堤工 長二〇米 高五五米 玉石コンクリート造 |

3 三十一年災害林道復旧 三朝町福本地内
本工事は堰堤一基の新設であるが、設計による計画基本準と施工の堰堤高とが一致していない。実施においては計画高よりも数十糎高く施工していたので、堰堤根入りが見ても設計図面に反して施工したことは妥当でない。

(繰越施行)

| | |
|--------|---------------------|
| 設計額 | 四〇一、〇〇〇円 |
| 前年度施工額 | 一〇〇、〇〇〇円 |
| 本年度 | 三〇一、〇〇〇円 |
| 工 期 | 自 三三、一一、二 至 三三、三、二五 |
| 工 事 | 第一工区 延長 四三、一米 巾員 四米 |
| | 第二工区 延長 三〇、〇米 巾員 四米 |
| | 土留練積石垣 |

4 森林土不工事を全般的に見て玉石コンクリート造堰堤工の施工中における搗固が不充分と思われるので打継箇所は入念に施工すべきである。堰堤工完成後においても床堀土砂、残材料等を下流側に放置せ

る個所が多い。完了後の跡整理は河川維持管理上適切に処置する要がある。

また工事用諸材料の検収には一層厳にされたい。

四 森林組合の育成指導については組合振興三ヶ年計画の樹立によつて自主的に事業を実施しようとするもの七組合、計画樹立困難で合併計画を樹てようとするもの四組合、合併も振興計画樹立も困難のもの三組合と段階を分ちそれぞれの方策によつて育成指導に乗り出した結果一部には既に合併が実現したもの、近く合併機運にあるもの等積極的努力の跡が認められるが更に合併勧奨と合併新組合の育成指導に一展の努力を望む。

五 本年度造林実施面積は九九六丁歩で計画量は確保されているが、管内は従来から春植が主体でありこのうち秋植は全体の二割程度であるので努めて適期造林の勧奨指導に努力されたい。

また組合種苗生産事業については他所に比し努力されているが更に全面的指導体制を整え必要量の自給確保に配意が必要である。

保に配意が必要である。

六 林業技術普及の徹底については努力し管内各所において間伐技打の指導、林業教室の開設等によつて業績を挙げている。更に指導員の職場研修その他に配意するとともに年間業務計画に基く活動実績の分析検討を行い今後の普及活動に資するよう配意されたい。

七 木炭の生産状況は五十一万余俵で計画量を上廻り前年度より四〇程度増産されている。このうち四七％は県外移出木炭であつて品質改善指導によつて前年同様の数が確保されている。

なお東京事務所と連れ、いし袋炭の計画的生産を図り販路の拡大を企図されていた。

八 経理出納事務は適正に処理しているものと認めた。

西部山林事務所

昭和三十三年八月六日 監査

同 八月七日

同 監査委員 松本利治

同 同 萩原治郎

同 同 杉谷正雄

一 職員は現在所長以下四七名のほか現場補助員(日傭)六名雇傭し駐在制度は江府(職員八名)伯南(一三名)に設け運営している。現在のところ運営上の支障は認められないが駐在職員の監督の徹底につき更に配意が

望ましい。

二 本年度実施された治山及び林道事業は次のとおりである。

| 工 事 別 | 個所数 | 前年度繰越額 | 本年度事業費 | 計 | 翌年度繰越額 |
|-------------------------|-----|----------|------------|-----------|--------|
| 崩壊地復旧 | 一九 | 三、四〇、〇〇〇 | 一九、三〇、〇〇〇 | 三、四四、〇〇〇 | — |
| 水源林造成 | 七 | 九〇、〇〇〇 | 一、三六、八〇〇 | 二、三六、八〇〇 | — |
| 海岸砂地造林 | 一 | — | 一、三三、〇〇〇 | 一、三三、〇〇〇 | — |
| 雪崩防止林 | 一 | — | 四、八〇、〇〇〇 | 四、八〇、〇〇〇 | — |
| 一般林道開設 | 三 | 二、四三、七〇三 | — | 二、四三、七〇三 | — |
| 単県林道開設 | 一 | 三、八、〇〇〇 | — | 三、八、〇〇〇 | — |
| 三号林道開設 | 三 | — | 五、七〇、〇〇〇 | 五、七〇、〇〇〇 | — |
| 小団地開発林道 | 四 | — | 一、八〇、〇〇〇 | 一、八〇、〇〇〇 | — |
| 計 | | 六、七五、七〇三 | 三〇、〇六、八〇〇 | 三六、八二、五〇三 | — |
| 三 工事施行監督指導につき次の点留意されたい。 | | | | | |
| 1 崩壊地復旧 | | | | | |
| 事業費 | | | 一、八四八、〇〇〇円 | | |
| 請負額 | | | 一、七八八、〇〇〇円 | | |
| | | | 溝口町金屋谷地内 | | |

| 工 事 | 至 | 自 | 個所 |
|-----|------------------------|------|-----|
| 工 期 | 三三、二 | 三三、九 | 二〇 |
| 工 事 | 堰堤工 | | 二個所 |
| | 床堀土砂、工事残材料等が堰堤下流側の河川敷地 | | |

内に放置してあつたが、河川維持管理上適切でない。
2 崩壊地復旧 大山町長田

事業費 一、七五二、〇〇〇円
請負額 一、六九八、〇〇〇円
工期 自 三二、九、二三
至 三二、一二、一九

本工事は練積堰堤一基築造工で地元森林組合の直営施行であるが、県の竣工検査が遅れた関係上検査結果認定通知が現地完了後二ヶ月も経過し工事金の支払が遅れたため組合は多額の借入利息を支払つていた。早期検定結果を通知し工事金支払の迅速を期する必要がある。

四 森林組合の育成指導については組合振興三ヶ年計画の樹立指導と併せ弱少組合の合併を勧奨し根雨(旧根雨、日野)及び西伯(東長田、上長田、法勝寺)の二地区の合併実現を見た。更に石見、福栄及び江尾、米沢、神奈川の各組合とも合併気運が造成されているので、これが実現に一層の努力を望む。

なお、組合振興計画に基づく指導体制については充分留意し計画実行の指導に当るべきである。

五 林業技術普及について努力されているが、内部事務に追われ現地活動に、わよせされている面が強いので更に事務の再検討を行い行政効率の向上を図るべきである。

また、随時指導員の職場研修を行い資質の向上を図つていくことは結構であるが更に活動実績を分析検討しこれを基に綿密な計画を樹て、効率的活動と技術普及の末端滲透を期されたい。

六 本年度造林計画目標量一、三四一丁歩に対し実行面積は一、三三二丁歩で若干下廻つているので、い、路を除去し更に造林奨励、特に秋植奨励について一層の努力を望む。

七 木炭の生産増強と品質改善については改良窯への切替指導の徹底、簡易索道の奨励に努力し本年度生産目標量七十二万俵を確保していた。更に製炭者の実態をは、あくし、生産者団体の研究、講習会等の開催を促進

し増産奨励と品質改善に留意されたい。
なお検査員の所持している証印が磨滅し消印が不鮮明であるので更新されたい。
八 経理出納事務は適正と認めだが共通事項に掲げた事務的事項について考究されたい。

社会福祉 鳥取県社会福祉協議会
法人

昭和三十三年八月十三日監査
監査委員 松 本 利 治
萩 原 治 郎
千代西尾 泰章

本協議会は昭和二十六年鳥取県社会福祉協議会として設立し、更に昭和三十年特殊法人である社会福祉法人に改組し今日に至つてい。

この間県は協議会業務の一環として各種社会福祉事業を委託しこれが指導調査等に要する経費一百三十余万円を委託費として交付して来たのであるが、特殊法人に改組後は世帯更生並びに医療費貸付資金として九百八十五

万円(昭和三十三年七月末現在)を補助金として交付している、今回の監査は設立後の運営状況、特に補助金として交付した出え、金の運用状況等につき実施した。その結果、協議会は目的達成に努力し漸次社会福祉事業の推進に努めているものと認めしたが、町村単協が弱体である上基金が僅少であるため活動範囲が極めて狭小であるので基金(県補助金)の造成拡大貸付金の償還促進を図る外、単位協議会の健全強化に努めて業務の円滑を図り社会福祉事業の振興に一層寄与されんことを要望する。

業務の概況並びに意見は概ね次のとおりである。
一 設立主旨並びに組織機構について。

- (1)、本協議会は県内における低所得階層に対し適切な生活指導と援助を与えるとともに、これらに必要な資金の貸付業務を行い被保護階層への転落を防止し進んで自立更生の方途を講ぜしめることを目的としている。
- (2)、役員は評議員三五名のうちより理事一五名幹事三名を選出し理事のうちから会長、副会長及び常任理

事各一名を定めこれらをもつて会を構成し外に職員三名を置いてゐる。

二 補助金の交付状況について (昭和三十三年七月末日現在)

| | | |
|-------|---------|-------|
| 貸付資金 | 事務費 | |
| 昭和三十年 | 二、〇〇〇千円 | 三〇千円 |
| 〳〳〳〳 | 一、〇〇〇千円 | 三〇千円 |
| 〳〳〳〳 | 四、〇〇〇千円 | 五〇千円 |
| 〳〳〳〳 | 二、八五〇千円 | — |
| 計 | 九、八五〇千円 | 一二〇千円 |

貸付資金として交付した補助金の内訳

世帯更生資金 七、八五〇千円
医療費貸付資金 二、〇〇〇千円

世帯更生資金貸付事業に対する基金の計画総額五千九百八十七万一千円に対し三十二年度までに六百万円の補助金を交付しているので残額五千三百八十七万一千円を三十三年度より十ヶ年計画をもつて交付する予定であり、医療費貸付資金事業基金の計画総額二千二

百四十六万二千円に対し三十二年度までに一百万円を交付してゐるので残額二千一百四十六万二千円を三十三年度より五ヶ年計画により交付する予定であつたが次表に示す如く中国五県のうちでも最下位(世帯更生資金貸付事業に対する全国平均の三三%)となつてゐる実状からして県当局は、これが補助金の計画的予算措置について特に留意検討を要望する。

また、本資金に対する県補助金は当該事業を廃止した場合に限り全額を県へ返済(事務費は除く)することとなつてゐる。なお、県補助金のうち%相当額(三十、三十一年度は $\frac{1}{2}$)は国庫補助金によつて賄われてゐるものである。

中国五県補助金交付状況表

| 県名 | 三〇年度 | | 三一年度 | | 三二年度 | | 三三年度 | | 計 |
|----|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 国 | 県 | 国 | 県 | 国 | 県 | 国 | 県 | |
| 鳥取 | 一、〇〇〇,〇〇〇 | 一、〇〇〇,〇〇〇 | 五〇〇,〇〇〇 | 五〇〇,〇〇〇 | 二、〇〇〇,〇〇〇 | 二、〇〇〇,〇〇〇 | 一、〇〇〇,〇〇〇 | 一、〇〇〇,〇〇〇 | 九,〇〇〇,〇〇〇 |
| 島根 | 九〇〇,〇〇〇 | 九〇〇,〇〇〇 | 九〇〇,〇〇〇 | 九〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 七,〇〇〇,〇〇〇 |
| 岡山 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 一七,〇〇〇,〇〇〇 |
| 広島 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 一七,〇〇〇,〇〇〇 |
| 山口 | 四,〇〇〇,〇〇〇 | 四,〇〇〇,〇〇〇 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 四,〇〇〇,〇〇〇 | 四,〇〇〇,〇〇〇 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 一六,〇〇〇,〇〇〇 |
| 計 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 六,八〇〇,〇〇〇 | 六,八〇〇,〇〇〇 | 一三,〇〇〇,〇〇〇 | 一三,〇〇〇,〇〇〇 | 九,〇〇〇,〇〇〇 | 九,〇〇〇,〇〇〇 | 六六,〇〇〇,〇〇〇 |

註

1 三十三年度分は各県とも予算額を計上してゐる。

2 本県の場合は七月末日現在世帯更生資金一、八五〇、〇〇〇円及び医療費貸付資金一、〇〇〇、〇〇〇円を交付済である。

三 貸付業務について

(一) 世帯更生資金貸付事業の三十三年七月末日現在における資金貸付状況は別表に示すとおり一千八百八

十八万余円(延人員四五〇人)の申込金額に対し八百三万余円(延人員二五〇人で一人平均貸付額は三二、一二八円)を貸付決定してゐる。

また申込に対する決定比率は

| 年 度 | 件数 | 金額 |
|-------|-----|-----------------|
| 昭和三十年 | 六九% | 五五% |
| 〳〳〳〳 | 六六% | 五二% |
| 〳〳〳〳 | 四八% | 三七% |
| 〳〳〳〳 | 五三% | 三九%(三十三年七月末日現在) |

註 申込書受理件数のほか市町村社協において取下げを
しているものがあるので実質的には決定比率は更に下
廻る。
であつて申込に対する決定状況は逐年低下を示し

ている。
なお、資金貸付に伴う諸手続はすべて市町村社協
によつて行われており申込書には市町村社協の意見
書を添付している。

世帯更生資金貸付状況

(年度別資金)

| 年度別 | 申 込 状 況 | | 貸 付 決 定 状 況 | | 申 込 に 対 する 決 定 比 | | | |
|------------------|---------|-------|-------------|-----|------------------|-------|-----|-----|
| | 実人員 | 平均単価 | 金額 | 実人員 | 平均単価 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 昭和三十年 | 九 | 三、四五五 | 三、六八〇 | 六 | 二、四〇九 | 二、〇〇〇 | 六九% | 五五% |
| 〳三十一 | 四 | 四、八八四 | 一、九三〇 | 二 | 三、九一四 | 一、〇一〇 | 六 | 五 |
| 〳三十二 | 一〇 | 四、四四一 | 八、九一三 | 九 | 三、一五 | 三、二一一 | 四 | 三 |
| 昭和三十三年 七月末日現在 | 一〇 | 四、三三二 | 四、四六〇 | 五 | 三、三六 | 一、四八〇 | 五 | 五 |
| 計 | 四〇 | 四、九六八 | 一八、八六〇 | 一〇 | 三、三六 | 八、〇三三 | 五 | 四 |

世帯更生資金申込及び貸付状況 (30.4.1より33.7.31現在)

| 資金の種類及び世帯別 | 申 込 状 況 | | 貸 付 決 定 状 況 | | 申 込 に 対 する 決 定 比 | | | |
|------------|---------|--------|-------------|-----|------------------|-----------|----|----|
| | 実人員 | 平均単価 | 金額 | 実人員 | 平均単価 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 一般生計困難者 | 291 | 43,721 | 12,723,000 | 161 | 34,223 | 5,510,000 | 55 | 43 |
| 身体障害者 | 93 | 43,387 | 4,035,000 | 56 | 30,767 | 1,723,000 | 60 | 43 |

| 業 資 金 | 申 込 状 況 | | 貸 付 決 定 状 況 | | 申 込 に 対 する 決 定 比 | | | |
|------------|---------|--------|-------------|-----|------------------|-----------|-----|-----|
| | 実人員 | 平均単価 | 金額 | 実人員 | 平均単価 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 戦没者遺族 | 4 | 45,000 | 180,000 | 2 | 30,000 | 60,000 | 50 | 33 |
| 戦没者遺族 | 1 | 45,000 | 45,000 | — | — | — | — | — |
| 戦没者遺族 | 21 | 46,904 | 985,000 | 8 | 41,625 | 333,000 | 38 | 34 |
| 計 | 410 | 43,824 | 17,968,000 | 227 | 33,594 | 7,626,000 | 55 | 42 |
| 同上のうち被保護世帯 | 5 | 43,000 | 215,000 | 1 | 12,000 | 12,000 | 20 | 56 |
| 一般生計困難者 | 11 | 13,454 | 148,000 | 10 | 12,900 | 129,000 | 91 | 87 |
| 戦没者遺族 | 1 | 10,000 | 10,000 | 1 | 10,000 | 10,000 | 100 | 100 |
| 戦没者遺族 | 3 | 9,000 | 27,000 | 3 | 9,000 | 27,000 | 100 | 100 |
| 計 | 15 | 12,333 | 185,000 | 14 | 11,857 | 166,000 | 93 | 90 |
| 同上のうち被保護世帯 | 1 | 5,000 | 5,000 | 1 | 5,000 | 5,000 | 100 | 100 |
| 技術修得資金 | 1 | 18,000 | 18,000 | — | — | — | — | — |
| 一般生計困難者 | 1 | 18,000 | 18,000 | — | — | — | — | — |
| 一般生計困難者 | 22 | 29,772 | 655,000 | 8 | 26,250 | 210,000 | — | 32 |
| 身体障害者 | 1 | 30,000 | 30,000 | 1 | 30,000 | 30,000 | 100 | 100 |
| 母子世帯 | 1 | 30,000 | 30,000 | — | — | — | — | — |

| 費 | 計 | 24 | 29,791 | 715,000 | 9 | 26,666 | 240,000 | 38 | 34 |
|-------------|-----|--------|------------|---------|--------|-----------|---------|----|----|
| 一般生計困難者 | 325 | 41,673 | 13,544,000 | 179 | 32,675 | 5,849,000 | 55 | 43 | |
| 身体障害者 | 94 | 43,244 | 4,065,000 | 57 | 30,754 | 1,753,000 | 61 | 43 | |
| 戦没者遺家族 | 5 | 38,000 | 190,000 | 3 | 23,333 | 70,000 | 60 | 37 | |
| 母子世帯 | 1 | 45,000 | 45,000 | — | — | — | — | — | |
| 計 | 25 | 41,680 | 1,042,000 | 11 | 32,727 | 360,000 | 44 | 35 | |
| 同上のうち被保護者世帯 | 450 | 41,968 | 18,886,000 | 250 | 32,128 | 8,032,000 | 56 | 43 | |
| | 6 | 36,666 | 220,000 | 2 | 8,500 | 17,000 | 33 | 77 | |

(一) 医療費貸付資金の申込に対する決定状況は次表のとおりであつて、その決定比は八二%で必ずしも満足すべき状態ではないが、円滑に運用しているものと認めた。しかしながら県よりの補助金が少額の上

、年度末に交付されているため、治療費支払に支障を来している実情につき県は増額措置と早期交付に配慮の要がある。

医療費貸付資金貸付状況

(年度別資金)

| 年度別 | 申込状況 | 貸付決定状況 | 申込に対する決定比 | 備考 |
|---------|----------------------------|----------------------------|-----------|-----|
| 昭和三十一年度 | 実人員平均単価 金 額 二七、二六〇、一三三、四〇〇 | 実人員平均単価 金 額 二七、〇四一、〇〇一、〇〇〇 | 八二% | 八二% |
| 昭和三十三年 | 三、二五二、四四一、四八一 | 三、〇八六、八六六、五〇〇 | 八六、五〇〇 | 五 |
| 七月初日現在 | 三、〇二六、三六三、九六一 | 三、七四三、一八九、五〇〇 | 八六、五〇〇 | 五 |

| 昭和三十三年 | 三、二五二、四四一、四八一 | 三、〇八六、八六六、五〇〇 | 八六、五〇〇 | 五 | 三 |
|--------|---------------|---------------|--------|---|---|
| 七月初日現在 | 三、〇二六、三六三、九六一 | 三、七四三、一八九、五〇〇 | 八六、五〇〇 | 五 | 三 |

医療費貸付資金申込及び貸付状況表

(三十二年・三十二年七月まで)

| 入院 | 世帯区分 | 申込 | | 決定 | | 申込に対する決定比 |
|----|------|----|-----------|----|-----------|-----------|
| | | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | |
| 院 | 一般生計 | 三〇 | 一、〇二二、九八〇 | 一五 | 八三三、〇〇〇 | 八五% |
| | 戦没者 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一〇〇 |
| | 遺家族 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一〇〇 |
| | 母子世帯 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 一〇〇 |
| 宅 | 一般生計 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 一〇〇 |
| | 困難者 | 九 | 二〇、三七六 | 六 | 一六、九三三 | 七〇 |
| | 母子世帯 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 一〇〇 |
| | 計 | 六六 | 二、一三三、九四一 | 六六 | 二、一三三、九四一 | 一〇〇 |
| 計 | 一般生計 | 六三 | 一、一七六、九八〇 | 三三 | 九七、〇〇〇 | 五二% |
| | 戦没者 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一〇〇 |
| | 遺家族 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一 | 五〇、〇〇〇 | 一〇〇 |
| | 母子世帯 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 三三 | 一、〇六六、六六一 | 一〇〇 |

なお、資金別貸付限度、償還期間及び据置期間は次の

| | | | |
|--------|-----------|------|------|
| 資金の種類 | 貸付限度 | 償還期間 | 据置期間 |
| 生業資金 | 五〇、〇〇〇円以内 | 四年以内 | 一年以内 |
| 支度資金 | 一五、〇〇〇〃 | 二年〃 | 半年〃 |
| 技能修得資金 | 月一、五〇〇〃 | 二年〃 | 〃 |
| 生活費 | 月三、〇〇〇〃 | 三年〃 | 〃 |
| 家屋補修費 | 三〇、〇〇〇〃 | 三年〃 | 〃 |
| 助産費 | 二、〇〇〇〃 | 三年〃 | 〃 |
| 葬祭費 | 三、〇〇〇〃 | 三年〃 | 〃 |

註 償還期間には、据置期間を含めない。
五 その他について。

(一) 本資金は各々特別会計制度を設けて本協議会の一般会計とは区別して運営している。従つて運営に要する諸経費は一般会計(福祉協議会)からの繰入金及び償還利子(利息は貸付金に対し年三分でこのうち1/3相当額は基金積立としている)並びに繰越金、県補助金等によつて賄われているが事業開始後日が浅い上、貸付資金が少い関係上、償還利子は多

とおりである。

くは望めず更には県補助金も少額であるため總体的に事務費が僅少で貸付後における指導並びに回収業務等の運営に困難を来しているのでこれら事務費の増額補助に考究の要が認められる。

(二) 貸付実績をみると本制度の末端普及が低調のよう
に思われるので、更に一般への普遍滲透に一層の努力が望まれる。

(三) 市町村社協において示達額等の関係から資金貸付
申込書の申請を抑制しているものがあるのでこれら

申込書は県社協に提出せしめるべく指導が必要である。

六 現金出納保管、諸帳簿の記帳整理、関係書類の整備等はそれぞれ適正と認めた。

別表一 残高試算表 33.7.31現在
一) 世帯書生資金事業

| 借方 | 科 | 目 | 貸方 |
|-----------|---|-----|-----------|
| 441,370 | 預 | 金 | 7,850,000 |
| 8,032,000 | 県 | 補助金 | 623,370 |
| 8,473,370 | 貸 | 付金 | 8,473,370 |
| | | 計 | |

二) 医療費貸付資金事業

| 借方 | 科 | 目 | 貸方 |
|-----------|---|-----|-----------|
| 135,800 | 預 | 金 | 2,000,000 |
| 1,872,000 | 県 | 補助金 | 300 |
| | 貸 | 付金 | |

労政事務所

| | | | |
|-----------|----|----|-----------|
| 2,007,800 | 精算 | 入金 | 7,500 |
| | 計 | | 2,007,800 |

昭和三十二年度にかかる各労政事務所の定期監査を執行したのであるが、その結果各所とも運営に努力していることは認められるけれども、人的、予算的制約をうける各般の業務運営に少なからぬ支障を来している。殊に労政業務は広範囲でしかもその内容においても複雑化しており、本県の如き零細企業にあつては労使関係の確立、労働教育の啓蒙並びに未組織労働者の組織化等更に促進を図るべきものが認められるので、県当局はこれが組織機構及び人的整備並びに運営方針に根本的検討を加え業務の合理的且つ効率的執行を図らしめるべく適切な措置対策が緊要である。

なお、各所共通事項は概ね次のとおりである。
一 各所別職員配置状況は

| | | | | |
|----|----|----|-----|---|
| 鳥取 | 一 | 三 | 一 | 五 |
| | 所長 | 主事 | 主事補 | 計 |

倉吉 一 二 一 三
 米子 一 二 一(要注意者)四

であつて各所で行つてゐる各種の業務内容並びに事務
 量等からして現在の人員では円滑なる業務運営を期す
 ることは困難と認められるので、主管課並びに人事当
 局はこれらの実状を再検討し組織機構の整備、職員の
 適正配置等早急に適切なる措置を講ずべきである。
 なお、所長の格付引上及び職員の研修実施等につい
 ても考究善処を望む。

二 業務計画は実態に即応したものを策定すべきである。
 各所とも一応年間計画を基礎に月間計画を樹て計画運
 営に努めているが、管内の労働実態が充分捕捉されて
 いない現状である。もつともこれらは人的、予算的に
 制約をうけていることに因ることは認められるけれど
 これが業務計画の樹立に当つては机上計画に終始する
 ことなく各種業務の実状に即し効率的執行を図るべく
 特に配意すべきである。

三 事業場に対する実態調査並びに労働教育の促進につ

いては努力しているが、近時経済界の不況等と相俟つ
 て賃金運払、人員整理等の事態多発の傾向がうかがわ
 れるので、これらに対する実態は、あく、に努め労使関係
 の確立並びに労働教育の促進等に一層配慮するととも
 に、組合組織対象外事業場等についてもその規模、内
 容のは、あく、に努力を望む。

また、労働事状について政府機関よりの各種調査委
 託が相当量あり業務運営上困難を生じていたが、これ
 らに要する経費については増額配布を得るべく主管課
 は国に対し強く要請すべきである。

四 中小企業における労務管理の改善策として製造事業
 (従業員三〇人以上)を対象に三十一年度より態度測
 定を実施(三十二年度に鳥取五ヶ所、倉吉二ヶ所、米
 子九ヶ所実施)し相当の効果を挙げ好評を得ていたこ
 とは結構である。更に、実施個所並びに対象事業場の
 拡大に配慮し労務管理の改善指導に一層の努力を望む。

五 各所に併設してある中小企業労働相談所の業務運営
 に要する経費は僅少(国庫委託金三十一年度七万円、三

二年度五万円、三三年度四万円)で逐年減少している
 ため、合理的相談指導に支障が認められる。特に相当
 員と相談員との提携に係る合同巡回相談或は相談員
 との連絡会等もほとんど実施されず、活動は低調であ
 るので、早は国に対し経費の増額を要請すると共に運
 営の活発化を図る要がある。

六 各所に設置されている労働文庫は、その内容が貧弱
 でかつ新摺味に乏しいためほとんど活用されてい
 ないので、これが合理的運営につき、主管当局は検討すべ
 きである。

また、新労働情勢に対処する必要から職員の研修用
 としての図書購入整備につき関係当局は配意の要があ
 る。

七 経理その他事務処理について次の点留意されたい。

1 巡回相談カードに所要時間を明記し、支払の便を
 図ること。

2 資金前渡要綱に基き現金出納簿等の検閲はさらに
 早期にすること。

3 巡回相談、各種実態調査の実施状況並びに指示事
 項及び諸帳簿等は明確に記録整理すること。

米子労制事務所 昭和三十三年八月六日監査
 監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 次 郎

同 杉 谷 正 雄

一 当所は総合事務所の二階の一部を事務室として使用
 しているが、外来者等に不便な面もあり、サービッセ
 ンターとしての業務が充分發揮出来難い実状につき、
 適当な箇所に移転することが望まれる。

倉吉労政事務所 昭和三十三年八月二十日監査
 監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 経理その他事務処理について次の点留意されたい。

1 労働運動史は早期に登記すること。

鳥取労政事務所 昭和三十三年九月五日監査
 監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 当所内に県勤労者共済生活協同組合の事務所を併置し労働者の福利厚生事務を実施しているが、これが運営上において所業務と団体業務との区画を一層明確にするとともに業務運営その他についても遺漏なきよう充分配慮が必要である。

二 当所は県消防会館二階一室を事務所借用使用しているが建物が老朽化しているため、雨漏り等のため運営上支障が認められ更には立地条件等からして米子労政事務所同様サービセンタールとしての機能を充分發揮することが出来難い実状につき適当な箇所に移転することが望まれる。

美保渉外労務管理事務所

昭和三十三年九月十一日監査

監査委員 荻原治郎

同 杉谷正雄

一 従来の基地施設の管理部隊であつた空軍部隊が三十二年六月通信部隊に交替し通信施設の拡張計画に基き労務者の再雇用が行われ労務供給面においては一応不

安が解消したように思われていたところ同年十一月これら施設の拡張計画が中止となり更に業務の縮小、駐留軍の減少、並びに通信部隊の他基地移動等相次いで発表されたため三六四名の基地労務者の大量解雇が行われた。その後残務整理並びに施設管理要員として一五名の労務者を残していたところ三十二年六月基地返還を理由に同年八月末をもつて全員解雇の指令をうけ監査時において施設撤去要員七五名(うち六二名が九月十五日解雇され一三名残っているが六名は沿岸警備関係労務者で七名は十月一日に解雇予定であつた)を残すのみとなつていた。

二、駐留業務の廃止に伴う失業労務者五五八名並びに従前よりの解雇者で未就転者(推定約七九〇)に対する救済対策としては県に美保基地駐留軍労務者失業対策本部を設ける(三一、一、一〇)とともに当所に支所を設けていたが今回更に関係機関の協力を得て基地内に臨時就業相談所を開設(三三、二、一〇より三三、二、二八まで)各種相談に応ずるほか自動車運転訓練

(オート三輪車も含む)及び英文タイプの講習等を実施し就職あつせんに努めているが解雇労務者の平均年齢が高い(大体四十才以上)上、経済界の不況等の事情もあり就職状況は不振の実状である。所はもとより県においても更に関係機関との連携を一層密にし、離職者の動向調査等その実態は、あくに留意し救済対策に遺漏なきを期されたい。

なお、三十年三月より三十三年四月十九日まで解雇された労務者の就職等の概況は次のとおりである。

整理要求人員 一、八八五人

救済人員 六五〇人(解雇を免がれたもの)

実際解雇人員 一、二三五人

復職人員 三九人(基地労務者として)

就職したもの 九三人(職業安定所のおつせん)

自衛隊入隊のもの四九人(うち三三三人は一般職員)

自己就業のもの 四三人

自営業のもの 一〇一人(模造真珠三三人編物関係

九人養豚三一人その他二八人)

職業訓練所入所のもの 二二人

失業対策事業就労のもの六二人

その他 三六人

計 四四五人

差引未就者 七九〇人

三 基地駐留軍の全員引揚と全施設の撤去が三十三年九月末日までに完了し当所業務も一応終了(但し沿岸警備関係の労務者六名は引続き残る予定)することとなるようであつたが、これが残務業務の適確処理に留意

することも労務者用宿舍並びに事務所等の建物(固有のもの)の処分にあつても解雇労務者に対する授産施設等に転用することを現地においても強く希望している実状につき県当局はこれら失業労務者の救済対策にとらみ合せ適切に処置することが望まれる。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意された

い。

1 自動車燃料購入に当つては、単価契約を締結し、

その明確を期すること。

今回県下十一警察署に対する昭和三十二年定期監査を執行した結果総体的には財政的事情で第一線警察官の不足、活動経費の僅少等により必然的に過重勤務が要請されているがよく克服し民主的理念のもとに治安維持と民主警察の確立に努力し成果を挙げつつあったことは結構である。

しかしながら犯罪の逐年複雑悪質化の傾向にある今日第一線警察活動の円滑化と過重勤務除去を期するには、警察官並びに活動諸経費の確保にまつものが大であり関係当局は真しに検討を加え、適切なる措置対策を講じ管理運営の万全を期せしむるよう一層の配意を望む。

一 警察官の充実に ついて

警察官の配置状況は次表のとおりで岩井、宝木、境港、溝口、黒坂の五署は定員が確保されているが休職等もあり実動人員は下廻っている。他署にあつては相当数の欠員の上なお且つ休職者及び勤務制限者等があり第一線の警察活動に苦慮しておるところである。し

かも左表は四月一日現在の最も充足されている時のものであつて、年度中途以降は自然退職その他の事情で現員が更に減少するのが毎年の実情である。これは勢い派出所（鳥取、倉吉、米子）駐在所（各署）の補助及び幹部の兼務（岩井）等他警察官の勤務過重負担となりひいては健康管理にも影響する結果となつている。休職者の定員外措置の枠の拡大並びに常時定員確保について適切な工夫措置を講じ警察行政運営の円滑を期するよう当局の考究善処を望む。

また各署定員数は昭和三十年度に策定したものであるがその後の市町村合併、治安の実態等情勢の変化を勘案し、本部定員をも含めて再検討すべきと思料する。なお、今回初めて実施した自転車登録は防犯上も極めて良い結果を示しているが、これが事務処理に手不足があるので適當なる対策考慮の要がある。

各署別警察官配置状況調

(昭三三、四、一現在)

| 署別 | 定員 | 現員 | 過不足 | 現員のうち | | B | C | 備考 |
|-------|----|----|-----|-------|-----------|----|----|-------------|
| | | | | 休職 | 長期療養月平均入校 | | | |
| 鳥取警察署 | 一五 | 一〇 | △ | 三 | 一 | 六 | 一〇 | 入校は事件の関係で免除 |
| 岩井 | 三 | 三 | | 二 | 一 | 一 | | |
| 郡家 | 四 | 四 | | 二 | 二 | 一 | | |
| 智頭 | 三 | 三 | | 一 | 一 | 一 | | |
| 宝木 | 六 | 六 | | 一 | 一 | 三 | | |
| 倉吉 | 七 | 七 | | 四 | 三 | 二 | | |
| 八橋 | 三 | 三 | | 二 | 一 | 一 | | |
| 米子 | 一九 | 一五 | △ | 三 | 四 | 五 | | |
| 境港 | 六 | 六 | | 二 | 二 | 三 | | |
| 溝口 | 三 | 三 | | 二 | 一 | 一 | | |
| 黒坂 | 三 | 三 | | 一 | 一 | 一 | | |
| 計 | 五四 | 五四 | △ | 二〇 | 一四 | 三三 | 一九 | |

備考 休職者は署二〇名、本部五名計二五名のうち一〇名が定数外となつている。

二 駐在所の建物整備について

駐在所(派出所を含む)は一九四ヶ所でうち県有三ヶ所(うち二三ヶ所は米子署管内で市より移管を受けたもの)市町村有(個人所有を含む)一六三ヶ所である。市町村有建物の維持補修については従来ある程度市町村に依存していたが、合併後の財政事情によつて逐年これに期待し難い実状となり建物はますます老朽荒廢の度を加え次表のとおり早急改築を要するものが相当数あるほか、他のものも概ね雨漏りその他部分的修繕、補修を要し職員及家族の健康管理並びに警察の威信保持の爲にも配慮すべきと思考するので、必要経費について予算措置の要がある。

なお市町村合併による行政区区域の变革に伴い派出所駐在所の移転統合についてもこの際根本的検討を加え今後の整備に資すべきと思料する。

各署別派出所、駐在所要措置箇所調

署名 緊急改築を有すべき箇所

岩井警察署 小羽尾、池谷、新井

鳥取 賀露、伏野、秋里、吉岡、上味野、国安、米里

郡家 船岡、郡家

智頭 土師、宮原

宝木 青谷、亀尻、宝木、山宮

倉吉 高橋、井手畑、方地、上井

八橋 出上、宮木

米子 法勝寺、手間、能竹、宇田川

境港 小篠津、外江

溝口

黒坂 伯南、根雨上町

三 機動力の充実強化について

機動力の整備状況は別表のとおりであるが、本県の特殊性並びに使用命数到来により捜査、取締、防犯活動上支障を来している面がある。国に対しこれが配当を強く要請し完全確保に努められたい。

また警察官の不足、受持区域の拡大に伴る能率向上のため県費支弁の自動車による機動力の充実是最も

緊要と認められるので、逐次これが増置について配慮の要がある。

各署別機動力の確保状況調

なお、自動車燃料の不足が各所とも見受けられたので、予算の増額を望む。

| 署別 | 区分 | 乗用車 | 中輸送車 | 小輸送車 | ジープ | パトカー | 白バイ | 側車 | 軽自動車 | 小輪車 | オート | 計 |
|-------|----|-----|------|------|-----|------|-----|----|------|-----|-----|----|
| 岩井警察署 | | | | | | | | | | | | 三 |
| 鳥取 | | 一 | | | | | 二 | | 四 | | | 二 |
| 郡家 | | | | | | | | | | | | 四 |
| 智頭 | | | | | | | | | | | | 三 |
| 宝木 | | | | | | | | | | | | 三 |
| 倉吉 | | | | | | | | | | | | 八 |
| 八橋 | | | | | | | | | | | | 三 |
| 米子 | | 一 | | | | | 二 | | 一 | | | 九 |
| 境港 | | | | | | | | | | | | 四 |
| 溝口 | | | | | | | | | | | | 二 |
| 黒坂 | | | | | | | | | | | | 三 |
| 計 | | 三 | 七 | 三 | 一四 | 五 | 五 | 九 | 五 | 二 | 一 | 五四 |

四 交通取締りについて

車輛の急増及び大型化と一面道路の狭あいだで逐年交通事故が増加している現状にかんがみ各署共交通取締を励行しまた交通安全活動の組織体結成に努力しているが運転免許者の交通規則遵守徹底、一般の交通道徳の昂揚並びに道路使用に対する啓もう、指導及び取締については一層配意努力を望む。

五 防犯並びに広報活動についてはその方法及び協力組織体制の確立に逐年進境を示しているが、なお一層の工夫徹底を望むとともに所要経費の不足が見受けられるので、予算措置を考慮せられたい。

六 捜査事犯に対し担当署が総力を傾注することは勿論であるが、事犯は他署にも関連することが多いので事件捜査に当つて本部及び隣接署間の連絡総合捜査体制確立に一段と工夫の要がある。

なお、捜査活動経費である報償費の各署の経理状況を見ると、時に皆無の時期も見受けられたので予算令達に留意を望む。

七 各署における諸証明発行事務は複雑多岐で、年間相

当件数にのぼり事務量も増大している。現在では無償便宜をあたえているが公共団体が特定の個人のためにする事務に対しては地方自治法第二百二十二条第一項の規定により受益者から手数料を徴することが望ましく、中国四県の実状を見ると広島、山口、岡山県は既に徴収条例を設定している等から考え併せ、本県においても徴収することが適当と思考するので関係当局の考究善処を望む。

なお、各署別（黒坂、境港警察署は報告済）の特記すべき事項は別記のとおりである。

宝木警察署 昭和三十三年七月十四日監査
監査委員 松本利治
同 千代西尾 泰章

一 当署では庁舎の改築が最も大きな課題であるが、これには地元の円満な協力体制の醸成が肝要であるので遺漏なきを期されたい。

二 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施していた

が次の点留意されたい。

1 道路一時使用許可証交付手数料収入事務で遅れているものがあつた。

倉吉警察署 昭和三十三年七月十六日監査
監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 杉谷正雄

一 本庁舎の移転改築は境港、宝木に引続き実施せられることが期待されているが、当面置置場（設備不十分）会議室、取調室（接見室）等の新改築を要するものがあり業務執行上不便を来しているので、これら軽微のものについては応急措置が必要と認められた。

また上井駅前駐在所新築は倉吉市表玄関地として早急実現方が望まれる。

二 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施していたが次の点留意されたい。

1 遺失物の期満失効物件の処理は効果的に実施すること。

2 置置人官食区分を明確にすること。

3 保管金の規定外手持保管とその期間が長いものがあつた。

鳥取警察署 昭和三十三年七月二十二日監査
監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 千代西尾 泰章
同 杉谷正雄

一 本庁舎の鳥取市からの移管手続はなお未了である。三十二年度一二七万余円をもつて置置場捜査室、取調室及び書庫等の増改築がなされ面目を一新したが、財産管理上速やかなる解決を望む。

二 当署に対し警察音楽隊員七名が割当られ警察官五名書記二名を出しているが、警察官五名は外勤者でありしかも音楽隊行事が相当頻繁に実施されるため一線配置が薄弱となることは免れない。定員査定に当つてこれらの要素は大いに考慮の要がある。

三 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施していた

が次の点留意されたい。

1 道路一時使用に対する市街地外の取締りを一層厳重にすること。

2 駐在所、派出所における拾得届で本署送付手続の遅れているものがあつた。

溝口警察署 昭和三十三年八月四日監査

監査委員 松本利治
同 杉谷正雄

一 国立公園大山榭水原地区は国民宿舍の完成その他諸施設の逐次整備によつて警備体制の確立の要がある。

現在は個人有のケビンを借用して臨時派出所を設置していたが適当と認め難いのでこれが対策につき考究善処の要がある。

二 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施されていたが次の点留意されたい。

1 庁舎敷地の内、町有土地が含まれているが明確にしておくこと。

2 道路一時使用についてはなお一層取締りを厳重に

すること。

3 駐在所における拾得届で本署送付手続の遅れているものがあつた。

郡家警察署 昭和三十三年八月十一日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 千代西尾 泰章

一 当署の防犯活動は相当活潑であるが、三滝国有林道工事及び春米県営発電工事も実施せらるので防犯については一層遺漏なきを期されたい。

二 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施していたが次の点留意されたい。

1 ガソリンの保管契約がてい結されていなかった。

2 駐在所における拾得届で本署送付手続が遅れているものがあつた。

3 期満失効物件の引継、収入事務処理の遅れているものがあつた。なお公売処分に対しても慎重を期すること。

4 道路一時使用許可証交付手数料徴収に当つて一層慎重を期すること。

智頭警察署 昭和三十三年八月十二日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 千代西尾 泰章

一 当署管内には簡易裁判所及び区検察庁がなく、令状請求、身柄押送等に対しては河原又は鳥取に往復を要し相当な時間と経費を費している実情にあつたのでこれが誘致について善処を望む。

二 当署は昭和二十七年四月から警部派出所が署に昇格したものであつて、建物が狭あい、で事務執行に支障を生じている。捜査室並びに鑑識室の早期整備について配意の要がある。

三 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施されたいが次の点留意されたい。

1 超過勤務命令の適正を期すること。

2 措置入官食区分を明確にすること。

3 駐在所における拾得届で本署送付手続の遅れているものがあつた。

4 保管金の規定外手持保管とその期間が長いものがあつた。

岩井警察署 昭和三十三年八月十八日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 千代西尾 泰章

一 当署の位置は管内の地勢及び事件発生状況に照し管内中心地に移転進出することが近い将来の課題である。当局の考究配慮を望む。

また管内における駐在所の内小羽尾、池谷、海士も時勢の推移に伴つて適地移転の要がある。

また鳥取砂丘臨時駐在所設置及び電話架設についても考慮せられたい。

二 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施していたが次の点留意されたい。

1 燃料の出納を明確にすること。

八橋警察署 昭和三十三年八月十九日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 当署管外の犯罪発生状況は前年度にくらべ著しく減少しているがこれは昨年三月赤碓町で発生が強殺事件に伴い捜査活動が活潑であった関係にも因ると思われるが月々外勤巡査勤務実績統計表を作成して相互研さんを主体として講習会、青年講座の開催等実施するほか防犯思想の普及に努め、監査時において防犯協議会の組織化について側面的援助推進を図つていたがこれが早期結成と活動による犯罪防止と治安維持に一層の努力を望む。

二 当署は昭和三十年に新築されたもので庁舎施設は整備されているが、従来署の射撃場として借用してきた由良町台場が町当局の公園化によつて使用不能となり射撃訓練に支障を生じていたのでこれが対策につき関係当局は考究の要がある。

三 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施されているが次の点留意されたい。

- 1 時間外勤務命令を適正に取扱うこと。
- 2 出置人名簿の記入を整備すること。
- 3 期満失効物件の公売処分に応じ慎重を期すること。
- 4 駐在所における拾得届で本署送付手続の遅れているものがあつた。
- 5 道路一時使用許可証交付手数料徴収の取扱に検討を要するものがあつた。

米子警察署 昭和三十三年九月九日監査

監査委員 松本利治

同 千代西尾 泰章
同 杉谷正雄

一 庁舎は元米子市警建物を譲受けたもので、管轄区域が拡大された今日万事手狭である。特に出置場は二監房増設されて六室となつたが時には一室三、四名の雑居収容も余儀ない場合もあり、また設備の不整備も見受けられる。また捜査室、刑事室(取調室)の改造及び

窓柵取付の要も認められるので速急これらの整備充実を図り運営の万全を期せしむるよう関係当局の善処を望む。

二 経理出納その他事務処理は概ね適正に実施していたが次の点留意されたい。

- 1 駐在所、派出所における拾得届で本署送付手続の遅れているものがあつた。
- 2 道路一時使用許可証交付手数料徴収の取扱に検討を要するものがあつた。
- 3 道路一時使用許可証交付手数料で収入証紙徴収整理簿に登載もれがあつた。